

(問い合わせ先)
令和4年1月3日
広島県農林水産局
担当者:大濱
内線:3502
電話:082-513-3502

福山市における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除 に伴う消毒ポイントの運営終了と危機対策本部の廃止について (第8報)

令和4年1月3日

12月7日に、福山市で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、移動制限区域(発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域)を設定していましたが、家畜伝染病予防法で規定された発生農場の防疫措置の完了から21日を経過したため、国と協議し、1月3日(月)午前0時をもって、移動制限区域を解除しました。

併せて、全ての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生に係る全ての防疫措置が完了したため、危機対策本部についても廃止しました。

1 移動制限区域の解除

令和4年1月3日(月)午前0時00分

2 消毒ポイントの運営終了について

令和4年1月3日(月)午前0時00分

終了した消毒ポイント

ふくやまふれ愛ランド(福山市赤坂町赤坂甲 7545 番地)

3 危機対策本部の廃止について

12月7日に設置した危機対策本部については、防疫措置の完了に伴い、廃止しました。

4 防疫対策の徹底について

国内で高病原性鳥インフルエンザが続発している状況を踏まえ、警戒体制を継続し、県内養鶏場に対して農場の消毒と、異常発生時の早期通報の徹底について指導を行います。